「日中韓芸術祭2019」における公演実施業務 仕様書

1. 事業名称

「日中韓芸術祭2019」における公演実施業務

2. 開催機関

主催:文化庁

3. 開催時期 · 場所等

(1) 日中韓芸術祭

日時:令和元年8月29日(木)20:00~21:30(予定) ※派遣期間は、令和元年8月27日(火)~30日(金)3泊4日(予定) 会場:仁川文化芸術会館大ホール(韓国)

※期間及び会場は変更になる場合がある。

4. 委託業務内容

「日中韓芸術祭」の日本担当分開催等に係る下記に示した一切の業務とする。 業務内容、留意事項等は次のとおり。

(1) 日中韓芸術祭における公演実施業務

日本を代表するにふさわしい獅子舞及び伝統音楽や舞踊を組み合わせた日本文化の発信となるようなノンバーバルパフォーマンスの公演が可能なアーティストを派遣し、公演を実施する。

芸術祭全体のプログラムは①オープニング(各国の出演者(獅子舞)が客席から登場)②日中韓各国のノンバーバルパフォーマンス(各国それぞれ15分程度、最後に3か国合同公演)③エンディング(各国の出演者が客席から退場)を予定している。日中韓の文化交流に資する内容となるよう、出演者、演目及び主となる技術スタッフ等について提案すること。公演全体の構成や設営、運営等については主催国(韓国)の指示の下に行うこと。

- ○出演者や主となる技術スタッフの手配及び連絡調整
- ○旅行計画の調整
- ○会場及び必要機材・スタッフの手配・調整・輸送等(リハーサル会場の 手配を含む)
- ○公演の企画運営・準備・本番進行業務
- ○その他、公演の企画・運営に必要な業務

(2) 開催計画策定・実施

上記の内容を含む、開催業務概要、運営体制、スタッフ移動計画・行程表(タイムスケジュール)、会場運営計画等。

開催計画に基づく、各種手配支払一式と実施。

(3) 報告書作成業務

業務成果の検証を行い、報告書を作成する。

※留意事項及び積算について

主催国の意向により、公演内容に変更が生じた場合は、文化庁の指示に従って対応すること。

業務内容の詳細及び実施業務に係る必要経費の積算に当たっては、下表を参照すること。なお、委託費の総額の範囲内で、各事項の業務内容や経費は変動し得るが、提案に当たっては、25百万円を目安として積算すること。

| 区分 | 留意事項 |
|---------------------------|--|
| 1. 会場について | ・会場は仁川文化芸術会館大ホール(韓国・仁川広域市)であり、韓国側が手配済みである。 |
| 2. 会場の運営等 について | ・現地会場での設営、運営等には、公演業務に関する十分な知識を有するスタッフが携わること。 |
| 3. 公演内容及び 出演者等につ いて | ・派遣人数は、以下の①及び②で30人規模(アーティスト及び スタッフを含め30人が上限)とする。 |
| | ・公演内容等は以下のとおり。 ①入場(獅子舞) |
| | ・オープニングにおいて、日中韓3か国の獅子舞が客席から 観客とふれあいながら登場する。 |
| | ・演舞は主に客席の通路とし、時間は客席の通路から舞台まで10分程度行進しながら行う。 |
| | ・派遣するアーティストは日本を代表する獅子舞の一団 とし、スタッフを含め 5 名程度を目安に派遣人数の範囲内で提案すること。 |
| | ・行進の際に「旗」を準備すること。「旗」の形態は問わない。・本芸術祭で披露するにふさわしい演目を提案すること。 |
| | ②ノンバーバルパフォーマンス |
| | ・日中韓3か国がそれぞれパフォーマンスを行う。公演時間は15分程度とする。また、フィナーレにおいて日中韓3か 国で合同公演を行う。 |
| | ・演目は、例えば伝統音楽に現代的なダンス等の要素を加えるなど、伝統芸能と現代芸術を盛り込んだノンバーバル(言 |
| | 葉やせりふを用いない)パフォーマンスとする。また、海外での公演実績を持ち、3か国の合同公演にも柔軟に対応できる体制を整えること。 |
| | ・公演を行う団体はスタッフを含め25名程度を目安に派遣人数の範囲内で提案すること。また、上記の条件に該当し、 |
| | 本芸術祭で公演を実施するにふさわしいアーティストを提 案すること。 |

| | ③退場 ・舞台での演技終了後、オープニングと同様、日中韓3か国の獅子舞等参加者が舞台から観客とふれあいながら退場する。 ・舞台から客席の通路を通り、10分程度行進しながら退場する。 ・参加するアーティストは原則①の獅子舞の一団とする。 ・上記提案に合わせてそれぞれ出演料を計上すること。 |
|---|---|
| 4. スタッフにつ いて | ・「3.」の公演者派遣に必要なスタッフを手配すること。 ・会場運営者と的確に交渉や対応ができるスタッフを確保すること。 ・スタッフには通訳者も含むものとする。 ・上記提案に合わせてスタッフ費を計上すること。 |
| 5. 資機材の輸送 について6. 記録(報告) について | ・本公演に関して、楽器その他の資機材等の輸送がある場合には、計上すること。・写真での記録を行い、報告書に掲載すること。 |
| 7. 主催国側の負 担額について | ・会場料、出演者等宿泊費・食費(出演者、技術スタッフ等を含む30名以内)、韓国国内の移動車両費は主催国の負担とし、経費の計上は不要とする。 ・ただし、公演にかかる追加の会場設備費・舞台セット費については、日本側負担とし、経費に計上すること。 |
| 8. 派遣者数及び スタッフにつ いて | ・出演者・技術スタッフ等の派遣者の合計は、原則として30名以内とすること。 |
| 9. 旅費について | ・日本一主催国間の国際航空券は以下の通りとする。(出演者、演出家):原則として、ビジネスクラス(技術スタッフ等):原則として、エコノミークラス・日本国内の移動費についても計上すること。 |
| 10. 準備につい て 11. その他 | ・日本国内で合同練習等の準備が必要な場合は、経費を計上すること。・事業の実施にあたっては、韓国政府及び仁川広域市との連絡窓口を担い、文化庁と連携・協力の上、実施すること。・必要に応じ、派遣者以外で公演に参加する日本側関係者のアテンドを行うこと。 |
| | |